

第8回公立大学法人兵庫県立大学理事長選考会議 議事録

- 1 日 時 平成28年10月17日(月)12時30分～13時30分
- 2 場 所 公立大学法人兵庫県立大学 本部棟2階 中会議室
- 3 出席委員 伊藤 聡(議長)、浅田 尚紀、池野 忠司、太田 勲、川月 喜弘、
開本 浩矢、藤原 茂之、水越 浩士
(事務局) 戸田事務局長代行、釜江経営企画部長、盛山大学改革室長、
多田経営企画部次長兼総務人事課長、徳岡課長補佐

4 議事等

- (1) 議事録署名人の指名
- (2) 学長選考関係規程等の事前審議
- (3) その他

【議事等の概要】

(1) 議事録署名人の指名

議事に先立ち、今回の議事録署名人として、池野委員及び開本委員が指名された。

(2) 学長選考関係規程等の事前審議

平成29年4月からの理事長・学長分離型(以下「分離型」)への移行等を定める定款変更に係る県議会の議決を踏まえ、国による認可後速やかに分離型移行後最初の学長の選考手続が進められるよう、前回の意見を踏まえた選考スケジュール、規程、要領等の修正案について事前審議し、学内等に事前説明するための内定を行った。

《内定した規程等の概要》

① 学長選考スケジュール

11月上旬の定款変更認可を前提に、12月中での学長予定者の決定を目途に選考日程案を設定したもの。認可が見込みより遅れた場合は見直しを行う。

② 公立大学法人兵庫県立大学理事長選考会議規程(一部改正)

定款の一部変更に伴う経過措置により、理事長選考会議が分離型移行後最初の学長の選考及び任期の審議を行う場合、選考会議規程中の「理事長」を「学長」と読み替えるなど所要の改正を行うもの。

③ 定款の一部変更に伴う兵庫県立大学の最初の学長の選考に関する規程

定款の一部変更に伴う経過措置により、理事長選考会議が行う分離型移行後最初の学長の選考の手続・方法等を定めるもの。

[前回からの主な修正点]

- 分離型移行後に学長選考会議が定める学長選考規程と区別するため、分離型移行後最初の学長の選考に限り適用される規程であることを題名上明記した。
- 学長候補者の資格について、前回の意見を踏まえて、法人の経営管理に関する能力は現行の「学長となる理事長」と同様とし、法人の経営管理に関する能力と大学の教育研究活動の運営に関する能力の記載順を入れ替えた。

④ 定款の一部変更に伴う兵庫県立大学の最初の学長の任期に関する規程（案）

定款の一部変更に伴う経過措置により、理事長選考会議が審議する分離型移行後最初の学長の任期に関する規程案。当会議の議を経て法人の規程として定める。

[前回からの主な修正点]

- 分離型移行後に学長選考会議の議を経て法人が定める学長任期規程と区別するため、分離型移行後最初の学長に限り適用される規程であることを題名上明記した。

⑤ 定款の一部変更に伴う兵庫県立大学の最初の学長の選考実施要領

定款の一部変更に伴う兵庫県立大学の最初の学長の選考に関する規程に基づく学長選考の実施に関する細則を定めるもの。

[前回からの主な修正点]

- 分離型移行後に学長選考会議が定める学長選考実施要領と区別するため、分離型移行後最初の学長に限り適用される選考実施要領であることを題名上明記した。
- 学長に求められる資質・能力等について、前回の意見を踏まえて見直しを行った。
- 手続を効率化するため、推薦のあった候補者の意思確認は、推薦時に「同意書」の添付を求める方法に見直した。
- 選考過程の透明性を高めるため、学長候補者の推薦理由書と所信表明書を学内に公表することとした。

⑥ 兵庫県立大学の学長の選考開始に関する公示

定款の一部変更に伴う兵庫県立大学の最初の学長の選考に関する規程に基づき、学長選考手続について公示するもの。

[前回からの主な修正点]

- ⑤の実施要領の見直しに伴い、必要な見直しを行った。

(3) その他

今後の進め方等について、以下のとおり確認等を行った。

- 本日内定した関係規程等は、定款変更認可と同日付けで正式決定を行う。決定方法は、持回り審議（書面審議）を想定している。
- 本日の内定は、学内教職員、経営審議会委員、教育研究審議会委員に事前説明を行うためのものであり、必要があれば、正式決定時に変更を行うことがある。
- 今回の会議録及び議事録は、次回に前回分と併せて確認を行う。
- 定款変更認可が予定どおり下りれば、11月22日（火）に選考会議を開催し、推薦の要件審査等を行う。定款変更認可が遅れた場合は、選考スケジュール全体の見直しを行う。

以上